

事務ネットワークだより

令和6年5月21日 第113号
久喜市共同学校事務室

☆休暇等の変更について
☆今年度のリフレッシュ休暇について
☆厚生事業について



コバトン さいたまっち

取得要件に変更のあった休暇等があります。変更点のみのお知らせですので、詳しい内容はカエルジャパンをご確認ください。

子育て休暇

- ・PTA等登下校の見守り活動を行う団体も含め「学校の登下校の見守り活動」を加えた。
- ・感染症予防や災害等の理由から対象となる子が在籍する学校等が臨時休業となった場合の取得を認める。

育児休暇関係

- ・男女間で異なる取得要件を廃止。

結婚休暇

- ・新型コロナウイルス感染症により、結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行うことが困難な場合に、結婚の日の後1年経過する日までの期間において与えることができる取り扱いの廃止。

職専免

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いを廃止。

今年度のリフレッシュ休暇について

昨年度末、勤続10・20・30・40年に達した方は今年度リフレッシュ休暇に該当します。取得忘れのないようご注意ください。

該当の方の目安(臨時的任用、私学等の経験がない4月本採用の場合)

勤続10年【連続する2日間】 平成26年4月1日採用

勤続20年【連続する3日間】 平成16年4月1日採用

勤続30年【連続する5日間】 平成 6年4月1日採用

勤続40年【連続する5日間】 昭和59年4月1日採用

※職務の繁忙など特別な事情のある場合は、勤続30・40年は連続する2日と3日、勤続20年は連続する2日(1回目)と1日に分けることができる。

※本採用前の臨時的任用期間、知事部局・国・地方公共団体の職員・他県公立学校・国立私立学校の勤続年数、休職、育休期間(場合によっては非常勤期間)も通算される。

該当するかもと思ったら管理職にご相談を!

☆昨年度からの休暇の変更(同性パートナーへの適用)

事実婚に「性別が同一である二者間の場合」を含むこととし「家族看護休暇」「短期介護休暇」「出産補助休暇」「男性職員の育児参加のための休暇」「忌引休暇」「父母の追悼のための休暇」「結婚休暇」「介護休暇」「介護時間」について適用対象。手続きにあたっては、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明らかにしないなど、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例を踏まえ、性の多様性に十分配慮することとされている。

厚生事業についてのご案内(『福利さいたま』より)

- ・人間ドックの補助期間は7月～12月末日です。既に受付が始まっている医療機関もあります。受診予定の医療機関の申込開始日を確認しお早めにお申し込みください。(クーポン付与予定日6月3日)
- ・インフルエンザ予防接種補助の支給対象期間が9月1日～2月末日になりました。
- ・電子クーポンの入力項目が組合員番号と生年月日(西暦8桁)となります。
- ・お得なサービス満載のベネフィット・ステーションが4月から新サイトになりました。これを機会にアカウント登録してみたいかがでしょうか。